

令和 6 年 1 2 月 2 7 日
医 薬 発 1 2 2 7 第 2 号
2 0 2 4 1 2 1 8 保 局 第 1 号
環 保 安 発 第 2412272 号

厚 生 労 働 省 医 薬 局 長

経 済 産 業 省 大 臣 官 房 技 術 総 括 ・ 保 安 審 議 官

環 境 省 大 臣 官 房 環 境 保 健 部 長

「新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取扱いについて」
の一部改正について

「新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 31 日付け薬食発 0331 第 9 号、平成 23・03・29 製局第 7 号、環保企発第 110331011 号）の一部を下記のとおり改正し、令和 6 年 12 月 27 日から施行する。

記

別添試験施設に関する基準適合確認実施要領における〔様式 3〕を別紙のとおり改める。

様式 3

試験施設廃止届出書

年 月 日

厚生労働省医薬局長
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
又は環境省大臣官房環境保健部長 殿

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
連絡先（電話、担当者氏名）

試験施設に関する基準適合確認実施要領 5 に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 試験施設の名称及び所在地
2. 最近時点の確認年月日及び番号
3. 廃止する試験項目
4. 廃止の理由
5. 廃止の時期
6. 廃止後の試資料の移管先一覧

- (注) 1) 用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とすること。
2) 届出のあて先は、分解度試験及び濃縮度等試験については経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官、毒性等試験については厚生労働省医薬局長、動植物毒性試験については環境省大臣官房環境保健部長とする。

- 3) 廃止後の試資料の移管先一覧は、保管場所の名称及び所在地並びに連絡先（電話、e-mailアドレス、担当者所属部署及び担当者氏名）及び移管試資料一覧（試験成績名等、移管試資料が特定できる形で作成すること。）を記載すること。